



障がいのある こどもへの支援



障害児通所支援

利用に際して松阪市障がい福祉課が交付する「通所受給者証」が必要となります。

障がいのある児童を対象として、個々の発達を促すための療育訓練等の福祉サービスを受けることができます。

種 類	内 容	対象者
児童発達支援	集団療育や個別療育を行う必要があると認められる障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	未就学の障がい児
居宅訪問型 児童発達支援	自宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	重症心身障がい児 等外出が著しく困難な障がい児
保育所等 訪問支援	事業所の訪問支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。	保育園等に通う障がい児

※他にも状況に応じて福祉サービス等のご案内をすることがあります。

●お問い合わせ先 障がい福祉課 障がい福祉係(相談係) TEL:0598-53-4082
FAX:0598-26-9113

各種手当

● 障害児福祉手当

重度の障がいのため、常時介護が必要な在宅の20歳未満の児童に支給されます。

※支給要件や所得制限により対象外となる場合があります。

● 特別児童扶養手当

20歳未満の障がいのある児童を監護している父母または他の養育者に支給されます。

※支給要件や所得制限により対象外となる場合があります。

●お問い合わせ先 障がい福祉課 障がい福祉係(窓口係) TEL:0598-53-4082
FAX:0598-26-9113